

(平成21年4月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年10月まで

私は、隣の自治会のA区に住んでいるB氏の妻に勧められ、国民年金に加入した。年を取った時に、少しでも多くの年金を受け取りたいと思った。

C町（現在は、D市）では地域の自治会が国民年金保険料を集金していた。自分が住んでいたE区では当番制で班長が毎月末に集金に来ていた。

申立期間の国民年金保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、D市に聴取したところ、申立期間当時、申立人の当時の住所地であったC町では、婦人会による納付組織があったことは確認できたものの、申立人が毎月末に自分で納付したとしている300円は当時の国民年金保険料額と異なるほか、申立人に国民年金加入を勧めたとする人物及び申立人が証言者として名前を挙げた人物はいずれも申立期間において国民年金に未加入であり、申立内容を裏付ける状況は確認できなかった。

さらに、申立人は国民年金に昭和41年3月に任意加入し、同月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間は未加入期間であることから制度上、国民年金保険料を納付できない。

加えて、申立人の申立期間における住所地であるC町が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する被保険者台帳によると、

申立人が昭和 41 年 3 月から 44 年 6 月まで国民年金保険料を納付し、後に当該期間が厚生年金保険の加入期間と重複していたため還付された記録が確認でき、同期間に国民年金保険料額が 300 円であった期間が有ることから、申立人が同期間を申立期間と誤認している可能性がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 62 年 2 月から同年 5 月まで

申立期間①については、有限会社Aに、申立期間②については、B株式会社C工場に勤務していた。

いずれの会社も社会保険完備という条件で公共職業安定所から紹介されて就職しており、厚生年金保険の加入記録が存在しないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、有限会社Aでは、申立期間当時の人事記録を保管しておらず、複数の同僚に対して、申立人の申立期間に係る勤務状況等について調査を行ったものの、申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得ることができなかった。

また、有限会社Aは、「申立期間当時は、数か月の試用期間を設け、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。雇用保険に加入していない状況を考えると、加入手続を行っていない可能性が高い。」と証言している。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、社会保険事務所の保管する有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、申立期間の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録により、申立期間当時、B株式会社C工場に勤務していたことは確認できるものの、B株式会社C工場が加入しているD健康保険組合では、申立期間当時の被保険者記録には、申立人に係る被保険者記録は無いと回答している。

また、B株式会社C工場は、「申立期間当時は、入社して直ちに離職する者が多かったため、雇用保険には加入させて、数か月後に定着するものと判断した時点で厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の保管するB株式会社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、申立期間の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 12 年 9 月 30 日まで

私は、平成 12 年 10 月 1 日の配置換えのときに給料が 17 万円に下げられたのは話を聞いていたので標準報酬月額が下がったことに納得している。

しかし、申立期間にもらっていた給料は従前の金額と変わらなかったのに、社会保険庁のオンライン記録では平成 5 年 8 月 1 日から標準報酬月額が 30 万円から 15 万円に半減し、7 年 6 月 1 日から 12 年 9 月 30 日までの期間は標準報酬月額が 20 万円から 24 万円までの金額で推移していることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、有限会社 A の申立人の上司は、「申立人は申立期間当時有限会社 A で勤務していたが、給与は関連会社である株式会社 B において事務処理を行い支給されており、株式会社 B で従業員の給与額を決定していたのは C 氏（株式会社 D の役員）であった。」と証言している。

さらに、申立期間について社会保険の届出等を行ったとしている C 氏は、「会社が経営不振となりやむを得ずほかの社員より給与の高かった申立人の給与を下げたことによるもので、事務は適切に処理した。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月

昭和 8 年 1 月 20 日から A 新聞 B 販売所に入社したにもかかわらず、社会保険庁の記録では、同年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことになる。

1 月分の厚生年金被保険者期間が空白になっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した当時の源泉徴収票の記載内容から、申立人が平成 8 年 1 月 20 日から A 新聞 B 販売所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が提出した源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、申立期間である平成 8 年 1 月分の厚生年金保険料が控除されていなかった場合の試算額とほぼ一致する。

また、A 新聞の販売所に係る厚生年金保険の適用手続を行っている C が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、C が平成 8 年 2 月 1 日付けで申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したとして、社会保険事務所に届出を行ったことが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録からも、申立人は C において平成 8 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。